

助成金

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転業務従事者安全衛生教育

1 教育の目的

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針公示第一号）」により、「事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施に当たっては、事業場の実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するよう努めなければならない」と示され、事業者は、厚生労働省通達「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について（平成元年5月22日付基発第247号）」により、労働者に対して一定期間（概ね5年）ごと、また機械設備等に大幅な変更があったときにも再教育の実施を求められています。

この教育は、車両系建設機械（整地等）運転技能講習を修了後、概ね5年を経過した方を対象に「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育について（平成5年6月11日付基発第366号）」で示された教育カリキュラムに基づき実施するものです。

2 受講対象

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了後、概ね5年を経過した方

注：小型車両系建設機械（機体重量3トン未満の整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育の修了者は、受講することができません。

3 科目及び時間（途中休憩を含む）

科 目	時 間	時 間 割 (昼休み時間)
最近の車両系建設機械（整地等）の特徴	2	8：50～10：55
車両系建設機械（整地等）の取扱いと保守	2	11：00～14：00 (12：00～13：00)
災害事例及び関係法令	2	14：10～16：20

4 受講料（テキスト代1,570円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
12,240円	12,240円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた11,240円が受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

注③ 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

- (1) 所定の科目を全て受講した者に対して、安全衛生教育修了証を交付します。
- (2) 当該安全衛生教育修了証では、車両系建設機械（整地等）の運転はできません。
- (3) オペレータとして運転する場合は、車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了証を必ず携帯するようにして下さい。

6 助成金

人材開発支援助成金を申請される事業所には、必要書類を作成してお渡し致します。

7 受講当日の携行品等

受講票・筆記用具・マスク

8 実施日・会場

- (1) 実施日 令和4年12月14日（水）
（受講申込受付期間 令和4年11月10日（木）～28日（月））
- (2) 会場 （一社）建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南2-13-5 TEL 0952-26-1563

9 建設キャリアアップシステム能力評価基準（機械土工）への対応について

本教育は、建設キャリアアップシステムにおける機械土工の能力評価基準のうち、レベル3の保有資格である「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育に該当」する教育となっております。